

## 支援費制度の対象となるサービス

対象となるサービスには、在宅で利用するサービス（居宅生活支援）と、施設に入所して利用するサービス（施設訓練等支援）があります。

### ■居宅生活支援（在宅で利用するサービス）

| 身体障害者       | 知的障害者                | 障害児      |
|-------------|----------------------|----------|
| 身体障害者居宅介護   | 知的障害者居宅介護            | 児童居宅介護   |
| 身体障害者デイサービス | 知的障害者デイサービス          | 児童デイサービス |
| 身体障害者短期入所   | 知的障害者短期入所            | 児童短期入所   |
|             | 知的障害者地域生活援助（グループホーム） |          |

### ■施設訓練等支援（施設に入所または通所して利用するサービス）

| 身体障害者     | 知的障害者              |
|-----------|--------------------|
| 身体障害者更生施設 | 知的障害者更生施設          |
| 身体障害者療護施設 | 知的障害者授産施設          |
| 身体障害者授産施設 | 知的障害者通勤寮           |
|           | 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 |

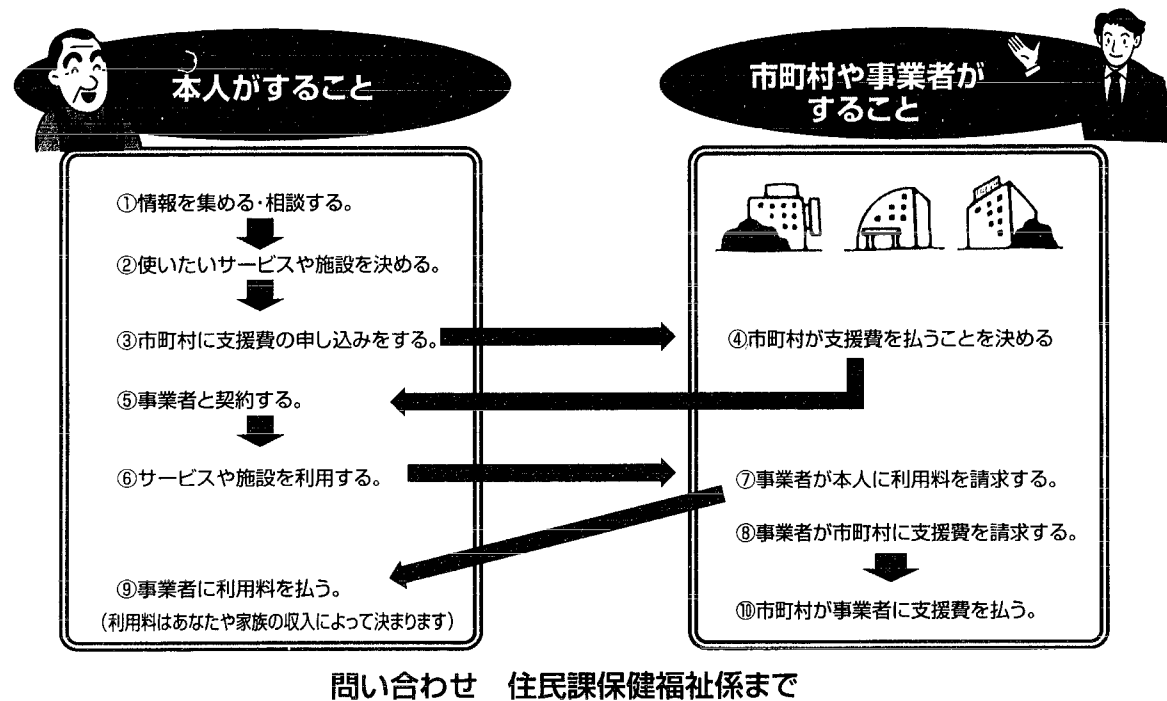
支援費制度に移行するのは上記のサービスのみで、それ以外のサービスについては従来通りに行われます。



## 支援費制度を利用するための手続き

支援費制度を利用するには、まず利用者が村に支援費の支給申請を行い、支給決定を受けなければなりません。支援者の支給が決定したら、事業者と契約しサービスを利用します。そのときに利用者は決められた利用者負担額を支払います。利用するための手続きの流れは次のとおりです。

## 支援費制度を利用するための手続き



平成15年4月から

# 「支援費制度」が始まります

## 障害者福祉サービスの利用のしかたが変わります

障害者に対する福祉サービスは、今までは行政がサービスの利用者や内容を決定する「措置制度」でしたが、平成15年4からは、利用者の自己決定を尊重した「支援費制度」に移行します。

## 支援費制度のしくみ

利用者自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係にもとづき、契約してサービスを利用します。このときのサービスの費用の一部を利用者が負担し、残りは支援費として行政が支払います。支援費制度におけるサービスの利用や支援費の請求、支払いの基本的な仕組みは次のとおりです。

## 支援費制度の仕組み

